

障害者就業・生活支援センターの役割と 県南地域における精神障害者の就労支援の現状

県南障害者就業・生活支援センターぱれっと



私たちは持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています



障害者就業・生活支援センターとは？

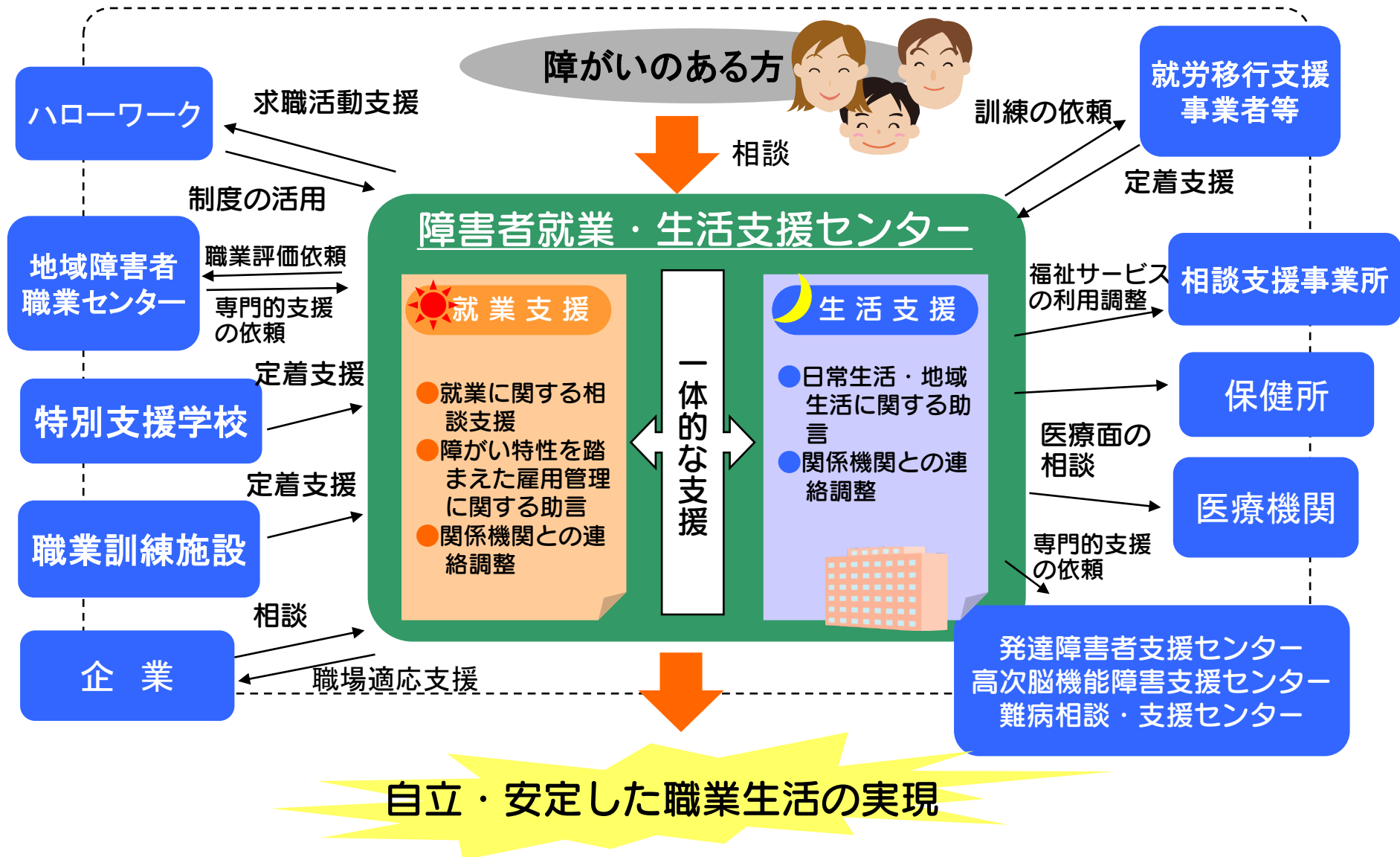
事業の概要

- 『**障害者の雇用の促進等に関する法律**』（障害者雇用促進法）に基づく。
- 就職や職場への定着に当たって就業面における支援とあわせ、生活面における支援を必要とする障害者を対象として、**身近な地域**で、雇用、保健福祉、教育等の**関係機関との連携の拠点**として、連絡調整等を積極的に行いながら、**就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的**に行う。

全国状況

- 全国就業・生活支援センター数：334センター（令和元年5月）

関係機関との連絡調整を行い 職業自立を目指してサポートします

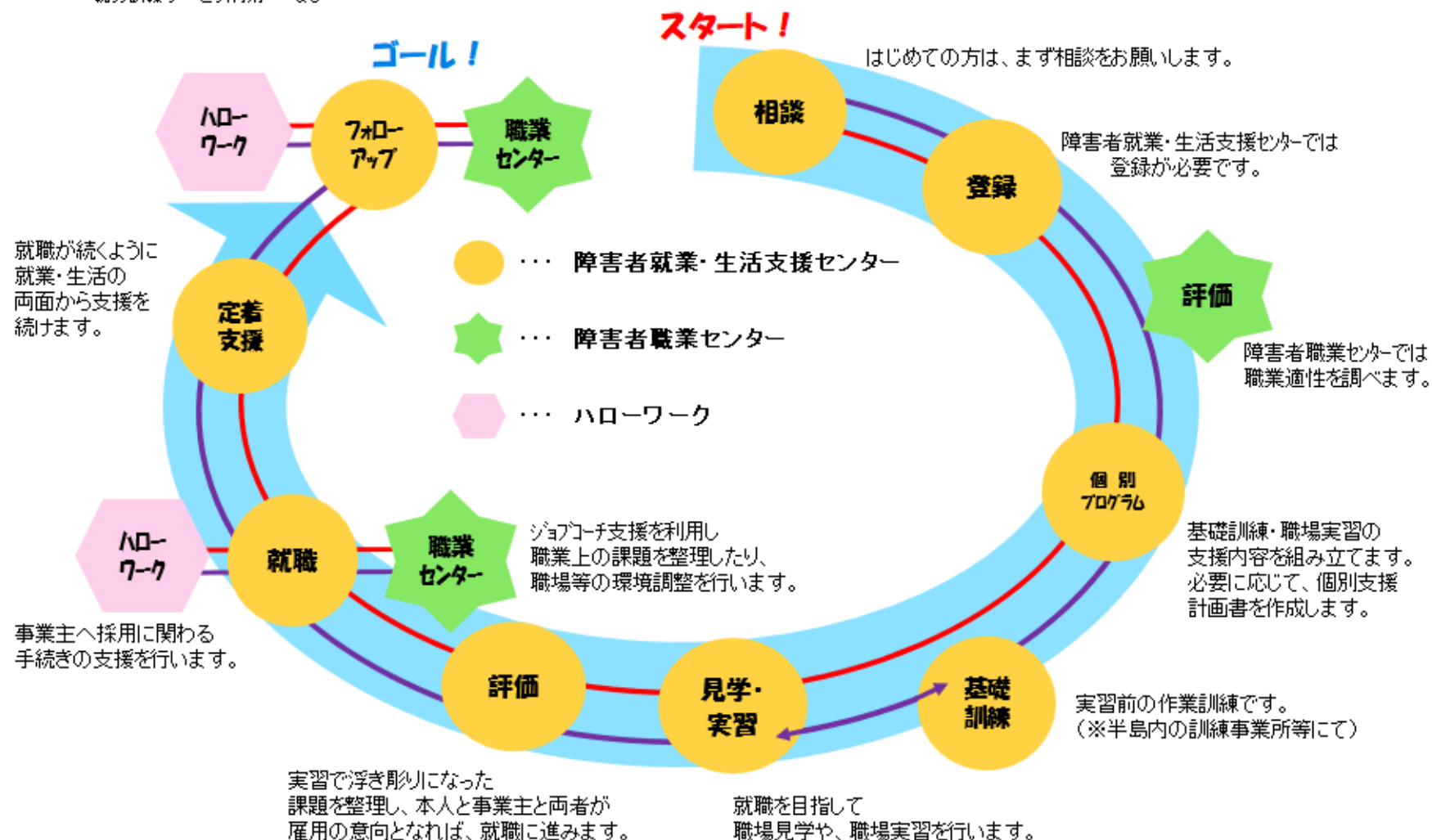


支援の流れ

就業支援サービスの流れ

— 就労訓練サービス利用…あり

— 就労訓練サービス利用…なし



支援の流れ

① 就労相談・受付

- ・ 就職を希望されている方や離職された方、また職場（就職）に悩みを持たれている方等の相談を受け、必要に応じて様々なハローワークなどの専門機関と話し合いながら支援・助言を行います。
 - ・ 希望する仕事内容や条件面、障がいの特性などを確認します。
-
- ・ 生活面において福祉サービスの必要性があれば、行政への相談を通して、相談支援事業所と連絡調整を行います。

支援の流れ

② 職業評価（能力・特性の把握）

職業能力・特性を把握する際、必要に応じて障害者職業センターへ職業評価を依頼します。

また、職業リハビリテーション計画策定について、職業センターとハローワーク等を含めた拡大ケース会議に参加します。

（職業能力や就職の準備性を把握し、訓練の必要性、適職などについて検討します。）

支援の流れ

③ 職業基礎訓練

(就労移行支援事業所等の利用による基礎訓練)



職業能力・特性の把握及び労働習慣の確立を目的として、福祉事務所への相談を通して、福祉サービス利用等による**基礎訓練**を実施します。

- ・ 働く目的の確認、就業意欲の向上
- ・ 労働習慣・基礎体力作り
- ・ 業務上の報告・相談等のスキル向上

《訓練が想定される機関》

- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 障害者職業センター
- ・ 委託訓練事業所 等
- ・ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ・ 職業能力開発施設

支援の流れ

④職場開拓（仕事探し）



就業支援担当との面談により、対象者の条件や希望に沿った職場を求人票等の情報をもとに一緒に探します。

必要に応じて、就業支援担当者が企業面接に同行し、事業主と相談や調整を行い、マッチングを図ります。

- ・ 障がい特性の説明
- ・ 業務内容・要望の確認
- ・ 業務上における配慮点の確認
- ・ 職場実習の相談
- ・ 雇用支援制度の提案

支援の流れ

⑤職場実習



能力や適性に合った企業で実習を行い、作業技術や就労に対する意識を高めながら、職場環境に慣れるように努め、就職を目指します。

(実習期間は概ね **1週間～1か月程度**必要があればその後も延長する場合もあります！)

業務遂行状況や上司・同僚の方との関係性等を把握し、支援内容や方法を調整します。
企業からは雇用レベルの視点で評価していただき、業務への適性及び雇用の可能性を判断します。

研修会などの様々な取り組みや各種団体・地域行事への参画により雇用促進に努めています



運営協議会



合同企業見学



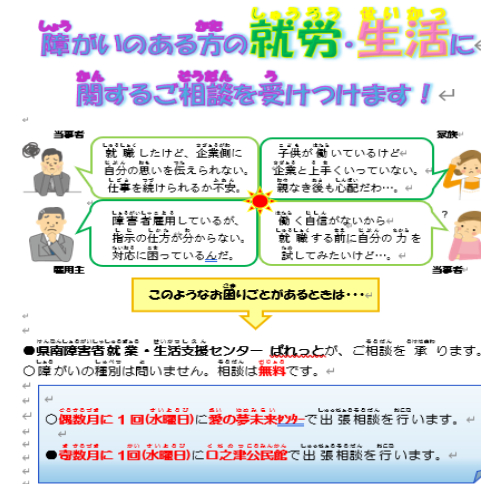
障害者勤続表彰式



障害者雇用企業担当者意見交換会



就労支援セミナー
(企業向け)



出張相談会 月に1回
(偶数月→愛野／奇数月→口之津)

精神障がい者の就労支援における課題

【主な課題】

- 職場定着しにくい
- 精神症状の不安定
- 経済的な不安

【主な離職理由】

- 人間関係（周囲の症状への理解不足、自信喪失等
- 体調不良（不眠、怠薬、生活リズムの乱れ、職場及び家庭環境の変化、精神症状の悪化

就労するうえで障害による主な影響

- 疲れやすい
- 環境の変化に慣れるのに時間がかかる
- 失敗することで自信を失いやすい
- あいまいな状況で混乱しやすい



就労支援の取り組み

【就職前】

- ・ **アセスメント**
※症状の状況、安定度、体調不良に。
陥る原因やサイン等の把握。
- ・ **医療機関や関係機関からの聞き取り**
- ・ **職場実習**
※ストレス耐性や職場環境への対応力。
等を見極め必要に応じて課題の整理を行う。



【就職後】

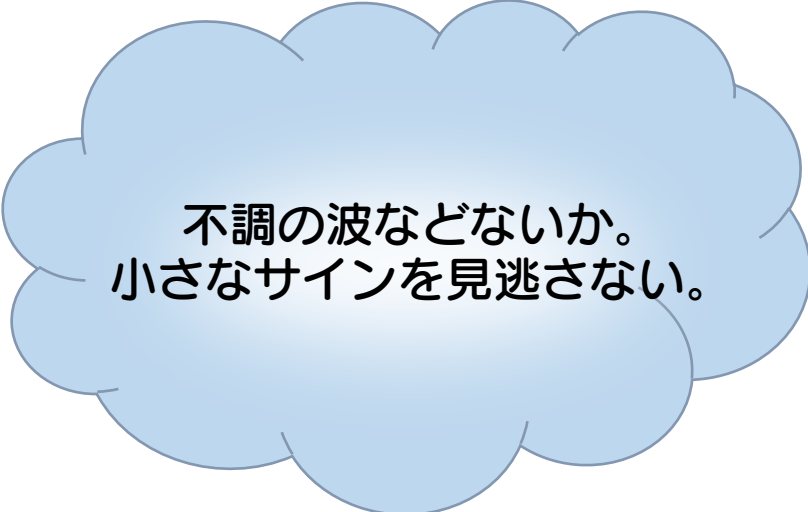
- ・ **定期的な状況把握、面談**
※職場での状況や心身の変化の確認。
生活面及び家庭環境の確認等。
- ・ **医療機関、関係機関との情報共有**

企業へのアプローチ

- 担当窓口の統一(指示系統の統一)
- 就業時間、業務量の調整
 - ※短時間から徐々に就業時間を延ばしていく方が安定しやすい
- 業務の切りだし
 - ※見通しのできる仕事内容や複数の業務を組み合わせる
- スケジュールの組み立て
- 通院時間の確保
- 障害特性の説明
- 必要に応じて休養の相談

本人へのアプローチ

- 心身状況の確認
※不安、気になることなど
- 通院、服薬状況の確認
- 早期の相談
- 行動や環境の変化



不調の波などないか。
小さなサインを見逃さない。

何よりも本人が自己理解し、**早期の相談**を行うことが大事！

自立・安定した職業生活の実現と継続のために

Point!

- ①「何のために働くのか？」をよく理解する
- ②コミュニケーション能力を高める（挨拶・返事・報告など）
- ③自分の事をよく知る（得意・苦手を認識する）
- ④仕事の適性（マッチング） → 自分に合う仕事を見つける
- ⑤制度の有効活用（ジョブコーチ支援など）
- ⑥良き相談者（支援者）の存在（ひとりで悩まない）
- ⑦生活の安定（健康管理・生活習慣）
- ⑧余暇の充実（趣味・リフレッシュ）

就職がゴールではなく、**働き続けることが大切**であり、
なかなか難しいことである⇒**職場定着を見据える！**



長崎県内の障害者就業・生活支援センター



長崎県内の障害者就業・生活支援センター

●長崎県北地域障害者就業・生活支援センター

支援対象地区

佐世保市、平戸市、松浦市、
佐々町（3市1町）

〒857-0854
佐世保市福石町5-11 浦川ビル1F
TEL / FAX 0956-76-8225
社会福祉法人 民生会

●障害者就業・生活支援センター ながさき

支援対象地区

長崎市、西海市、時津町、
長与町（2市2町）

〒852-8104
長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター3階
TEL 095-865-9790 FAX 095-865-9795
社会福祉法人 ゆうわ会

●長崎障害者就業・生活支援センター

支援対象地区

諫早市、大村市
東彼杵町、川棚町、波佐見町

〒854-0012
諫早市本町2-5 CDS-AeR
TEL 0957-35-4887 FAX 0957-56-8035
社会福祉法人 南高愛隣会

●県南障害者就業・生活支援センターぱれっと

支援対象地区

雲仙市、島原市、南島原市
（3市）

〒855-0042
島原市片町578番地8
TEL 0957-73-9560 FAX 0957-73-9562
社会福祉法人 悠久会

●下五島障害者就業・生活支援センター

支援対象地区

五島市（1市）

〒853-0064
五島市三尾野1丁目1番13号 橋本ビル1階
TEL 0959-74-5910 FAX 0959-76-3789
社会福祉法人 さゆり会

●対馬市障害者就業・生活支援センター

支援対象地区

対馬市（1市）

〒817-0001
対馬市厳原町小浦96-5
TEL 0920-52-6911 FAX 0920-52-6915
社会福祉法人 米寿会